



ユニバーサル都市・福岡
UNIVERSAL FUKUOKA CITY

Universal Fukuoka City Project Aid Program

ユ ニ バ ー サ ル 都 市 ・ 福 岡

活 動 支 援 制 度

募 集 要 項



概要 / Summary

福岡市は、ユニバーサル都市・福岡の実現に向けて市内の教育機関やNPO等が実施する事業に対して、事業費用の一部を負担します。

The city of Fukuoka gives partial aid to help NPO and educational institutions in the implementation of Universal Fukuoka City and bring it into reality.



募集期間 / Application Period

平成 26 年 6 月 2 日 (月) - 7 月 9 日 (水)
June 2 (Mon) - July 9 (Wed), 2014



問い合わせ先 / Contact

福岡市総務企画局企画調整部
Fukuoka City General Affairs & Planning Bureau
Planning and Coordination Department
電 話 / TEL : 092-711-4864
ファックス / FAX : 092-733-5582
メール / E-MAIL : kikaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp



「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度とは？

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度（以下、「本制度」という）とは、市内の教育機関やNPO、ボランティア団体等（以下「団体」という。）が実施する「ユニバーサル都市・福岡」の推進に資する事業について、そのかかる経費の一部を福岡市が負担する制度です。



募集する事業

募集する事業（以下、「提案事業」という）は、次に掲げる事項を満たしたものになります。

- ① ユニバーサルデザインや「ユニバーサル都市・福岡」の考え方を、分かりやすく市民に普及・啓発できるもの。
- ② 多くの市民、多様な市民を対象とするもの。
- ③ 行政単独では対応しにくい先駆的な事業であるもの。
- ④ 情報保障(※)を充実させているもの。
- ⑤ 新規事業または、継続事業の場合、より内容を充実させるもの。

※ 情報保障とは、ある情報（音声、映像など）を受け取ることに不都合がある方に、何らかの方法でその内容を分かりやすく伝えることです。ここでは、多様な人がイベントに参加するための環境づくりも含むものとします。具体例としては、次のようなものがあります。

- ・ 資料の外国語版や点字版、拡大文字版の作成
- ・ 講演会などにおける外国語通訳者、手話通訳者、字幕表示（要約筆記）の配置
- ・ イベントにおける託児コーナーの設置
- ・ その他、お手伝いが必要な方への適切な配慮

これらの情報保障は、事業の内容に応じて実施する必要があります。



事業の実施期間

事業は、平成26年12月末までに完了するものを対象とします。



福岡市の経費負担額

福岡市は、後述する「『ユニバーサル都市・福岡』活動支援委員会」（以下、「活動支援委員会」という）が選考し経費の負担を決定した団体に対して、予算の範囲内で、事業を行うために必要だと認められた経費の5分の4以内（上限：40万円）を負担します。



対象となる経費

本制度の対象となる経費は、次の通りです。

費目	内容
賃金	臨時で雇用する従業員等に対して支払う賃金
報償費	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
旅費	出張旅費，交通費
印刷製本費	ポスターやパンフレット，報告書などの印刷費や製本費
消耗品費	消耗品の購入費
通信運搬費	郵送料、宅配便代
委託料	外部へのデザイン制作など，事業の一部を他に委託する費用
リース料	事業に直接必要な機材のリース料
会場借上費	会議やイベント開催のための会場借上料，設営費用
食糧費	イベント開催時等において必要な軽食や飲料等の購入費

提案事業に直接関係のない団体運営に係る人件費，事務所の賃借料，光熱水費，食糧費等は対象外です。また，備品等の財産取得も対象外です。

上記以外の経費について対象になるかどうか不明の場合は，お問い合わせください。



応募資格

対象となる団体は「福岡市内に主たる事務所（拠点）を置き，次に掲げる要件を全て満たした教育機関・NPO・ボランティア団体」です。

なお，個人や企業は対象となりません。

- (1) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）があり，団体の代表者が規定されていること。
- (2) 団体の構成員が5人以上いること。
- (3) 提案事業を遂行できる能力を有していること。
- (4) 提案事業を実施する責任者が特定できること。
- (5) 提案事業の成果報告や会計報告ができること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は，暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (10) 前年度に本制度による助成を受けた団体でないこと。
- (11) 活動支援委員会の委員が代表者，役員又はそれらに準じる役割を務める団体でないこと。



対象事業の選考・決定



活動支援委員会

本制度の対象となる事業（以下、「対象事業」という）は、活動支援委員会による選考を経て、福岡市が決定します。



提案事業の評価

活動支援委員会は提案事業について、1次審査（書面審査）及び、2次審査（公開プレゼンテーション）において、評価・選考します。



結果通知

選考結果は、2次審査実施後、すみやかに福岡市より通知します。



事業の実施



事業の実施に係る協議への参加

対象事業を実施する団体（以下、「対象団体」という）は、活動支援委員会が開催する「事業の実施に係る協議」に必ず参加していただき、活動支援委員会委員や他の対象団体との意見交換を行っていただきます。その際、必要に応じて事業の内容に一部変更をお願いする場合があります。

協議の場所、日程については、対象団体に個別に連絡します。



実行委員会の組織

対象事業の実施にあたり、対象団体と福岡市は、事業の実施に係る協定を締結し、実行委員会を組織します。



事業報告

実行委員会では、定期的に事業報告（財務状況含む）を行います。また、実行委員会は事業終了後速やかに、次に掲げる書類（以下「事業報告書等」という。）を福岡市に提出していただきます。

- ① 事業報告書
- ② 事業決算書
- ③ 事業の経過及び成果を証する書類
- ④ 領収書，その他支出を証明する書類
- ⑤ その他，事業実施概要が分かる書類（パンフレット，報告書等）



活動報告会への参加

団体間の連携を促し、「ユニバーサル都市・福岡」のさらなる推進を図るため、福岡市主催による報告会を開催します。対象団体は、報告会において、対象事業の取り組み状況や成果の報告など発表していただきます。



スケジュール

時期	内容
H26年6月2日 ～ 7月9日	提案事業の受付期間
H26.7月中旬 ～下旬	1次審査（書面審査），及び2次審査（公開プレゼンテーション）実施
H26.7月下旬	対象団体，対象事業，負担金の額の決定，通知
H26.8月上旬	事業の実施に係る協議の開催
H26.8月下旬	各対象団体と福岡市の協定の締結 実行委員会の組織
H26.9月～12月	事業の実施
H26.12～H27.2月	事業報告書等の提出 負担金の清算
H27.2月	活動報告会の開催



申請方法



提案の提出

提案は、1 団体につき 1 事業のみとします。ただし、団体が教育機関（高校，大学，短大，専門学校）の場合は，学科等又は研究室を団体の 1 単位として，提案を提出することができます。



提出書類

提案団体は，次に掲げる書類（以下「事業提案申請書等」という。）を福岡市に提出してください。各様式は，福岡市ホームページからもダウンロードできます。

※資料の作成にあたって，ご不明な点があればお気軽にご相談ください。

- ① 事業提案申請書（第 1 号様式）
- ② 事業企画書（第 2 号様式）
- ③ 事業予算書（第 3 号様式）
- ④ 団体の概要書（第 4 号様式）
- ⑤ 役員・会員名簿（第 5 号様式）
- ⑥ 確認書（第 6 号様式）
- ⑦ 定款・団体規則の写し
- ⑧ 団体の活用内容が分かるもの（パンフレット等）



提出受付期間・方法

- 受付期間 平成 26 年 6 月 2 日（月）から平成 26 年 7 月 9 日（水）まで
（持参の場合は平日 9 時～17 時，郵送の場合は最終日の消印有効）
- 提出方法 事業提案書等を持参または郵送にて提出してください。FAX・メールでは受付していません。なお，持参・郵送される前に，事前に連絡してください。
- 提出先 福岡市総務企画局企画調整部（ユニバーサル都市・福岡担当）
住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
電 話：092-711-4864
FAX：092-733-5582

平成 年 月 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

団体の所在地

団体の名称

代 表 者

印

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度 事業提案申請書

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度実施要綱第7条の規定により、事業提案申請書及び添付書類を提出します。

記

提案事業名称	
提案事業の目的	
提案事業実施により期待される効果	
負担金申請額	円

(添付書類)

- 事業企画書(第2号様式)
- 事業予算書(第3号様式)
- 団体の概要書(第4号様式)
- 役員・会員名簿(第5号様式)
- 確認書(第6号様式)
- 定款・団体規則の写し
- 団体の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレットなど)

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度 事業企画書

I 企画概要

提案事業名				
実施期間		実施場所		
対象者・人数・規模				
実施内容		実施スケジュール	時期	概要

II チェックリスト

提案事業は、次のすべてを満たしている必要があります。

<input type="checkbox"/>	① ユニバーサルデザインや「ユニバーサル都市・福岡」の考え方を、分かりやすく市民に普及・啓発できるものである。
<input type="checkbox"/>	② 多くの市民、多様な市民を対象とするものである。
<input type="checkbox"/>	③ 行政単独では対応しにくい先駆的な事業である。
<input type="checkbox"/>	④ 情報保障(※)を充実させているものである。
<input type="checkbox"/>	⑤ 新規事業または、継続事業の場合、より内容を充実させるものである。

※ 情報保障とは、ある情報（音声、映像など）を受け取ることに不都合がある方に、何らかの方法でその内容を分かりやすく伝えることです。ここでは、多様な人がイベントに参加するための環境づくりも含むものとします

Ⅲ PRポイント

※下記, 【評価の着眼点】を参考に特にアピールしたい内容について記載してください

--

【参考】評価の着眼点

評価項目	評価の着眼点
提案事業の企画の妥当性	◎事業趣旨の的確性 ・ユニバーサル都市・福岡の趣旨を的確にとらえているか
	◎情報保障の充実等 ・情報保障の充実を図るなど, 多様な市民が参加しやすい事業となっているか
	◎事業の独創性 ・事業に独自性があるか ・事業に創造性があるか
提案事業の実効性	◎事業成果の普及性 ・ユニバーサル都市・福岡の考え方を参加者へ普及啓発できるものとなっているか ・他の市民や団体への波及効果が期待できるか ・地域的な広がりが期待できるか
	◎事業効果の継続性 ・一過性の取り組みではなく, 事業の継続性が見込まれるとともに, ユニバーサル都市・福岡の考え方の定着や行動の促進が期待できるか
履行の確実性	・実現可能な方法で事業計画が立案されているか ・提案事業を実施するための経費が適切に計上されているか ・提案事業を実施するために十分な組織体制となっているか

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度 事業予算書

提案団体名	
提案事業名	

I 収入

科目		予算額	内訳
自己 資金等			
自己資金等 小計(a)		0	
福岡市負担金額(b)			
収入合計 (c)=(a)+(b)		0	

II 支出

科目		予算額(A)	内訳
負担金 対象 経費	報償費		
	旅費		
	印刷製本費		
	消耗品費		
	通信運搬費		
	委託料		
	リース料		
	会場借上費		
	食糧費		
負担金対象経費 小計(d)		0	
負担金 対象 外 経費			
負担金対象外経費 小計(e)		0	
支出合計 (f)=(d)+(e)		0	

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度
団体の概要書

団体の名称	(ふりがな)	
所在地 (主たる事務所)	〒	
団体代表者 職・氏名	(役職)	(氏名) ※ふりがな
事業責任者 職・氏名	(役職)	(氏名) ※ふりがな
事業担当者 連絡先	(役職)	(氏名) ※ふりがな
	(電話)	(FAX)
	(e-mail)	
設立(活動) 開始年月	年	月 設立 ・ 活動
団体の目的		
組織	構成員数	個人： 団体：
	(うち役員数)	
主な活動地域	福岡市： 全域 ・ 区	その他： ()
主な活動状況		

平成 年 月 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

団体の所在地

団体の名称

代表者

印

「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度 確認書

当団体は、「ユニバーサル都市・福岡」活動支援制度実施要綱第3条に規定された、下記の団体の要件に該当することを確認します。

記

- (1) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）があり、団体の代表者が規定されていること。
- (2) 団体の構成員が5人以上いること。
- (3) 提案事業を遂行できる能力を有していること。
- (4) 提案事業を実施する責任者が特定できること。
- (5) 提案事業の成果報告や会計報告ができること。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (10) 前年度に本制度による助成を受けたことがある団体でないこと。
- (11) 「ユニバーサル都市・福岡」活動支援委員会の委員が代表者、役員又はそれらに準じる役割を務める団体でないこと。



よくある質問

問

提案事業の例として、具体的にどのようなものが考えられますか？

答

「ユニバーサル都市・福岡」について、多くの市民が気軽に楽しく触れることができるような事業として、例えば

- 多様な人々がいろいろな視点からまちを再発見するガイドツアー
- 多様な人々が音楽やダンスなどを楽しめるコンサート
- 多様な人々がまちあるきに活用することができるガイドマップの作成

- 多くの市民に「ユニバーサル都市・福岡」の考え方を伝えることができる映画上映や舞台講演の開催
- ユニバーサルデザインの視点に基づく人材育成のためのワークショップやセミナーの開催

などが考えられます。

問

どのような団体が提案できるのですか。

答

「福岡市内に主たる事務所（拠点）を置き、要件を全て満たした教育機関，NPO・ボランティア団体等」が提案できます。

「教育機関」とは、高等学校や大学，専門学校などの学校が該当します。なお，申請は学科等もしくは研究室単位で受付します。

「NPO，ボランティア団体等」とは，営利を目的とせず公益の増進に寄与する活動を行っている法人又は任意団体が該当します。例えば，特定非営利活動法人（NPO法人），公益法人，社会福祉法人，協同組合，まちづくり団体などが該当します。

なお，個人や一般企業は対象となりません。

また，この他に組織の運営に関する規則の整備や提案事業の業務遂行能力等の要件を満たす必要があります。これらの要件は，募集要項をご確認ください。

問

2団体以上が連名で提案することはできますか。

答

2団体以上が一緒に提案する場合は，新しい組織（任意団体や実行委員会で可）をつくり，規約などを制定して提案してください。

なお，構成団体に昨年度助成を受けた団体が入ることは出来ません。

問

福岡市が実施する他の助成制度等との併給は可能ですか。

答

福岡市が実施する他の助成制度等との併給は認めていません。
ただし、他の助成制度等を受けている事業について、助成を受けていない一部分を分離して、本制度の支援を受けることができます。
詳しくは、お問い合わせください。

問

他団体への波及が見込まれる事業とはどのようなものですか。

答

主催者の労力やコストの負担が少ないものや、多様な市民を対象とした仕組みなど、他の団体が企画や手法等について応用できる事業を想定しています。

問

確実に履行するための体制とはどのようなものですか。

答

事業の実施にあたって、経験のあるスタッフがいるか、資金計画が妥当か、専門家や他団体の協力が得られるか、などがあります。

問

プレゼンテーションは必ず出席する必要がありますか。

答

プレゼンテーションの出席は必須です。出席できない場合は、本制度に応募することができませんのでご注意ください。なお、プレゼンテーションの出席者は必ずしも代表者でなくて構いません。

問

事業の実施に係る協議や事業報告会は必ず出席する必要がありますか。

答

事業の実施に係る協議や事業報告会の出席は必須です。なお、出席者は必ずしも代表者でなくて構いません。

問

「多くの市民を対象とする」とありますが、どれくらいの人数を対象にすればよいですか。

答

イベントの場合、少なくとも数十人以上の参加が見込まれることを想定しています。ただし、少人数のワークショップを開催した後、それらの取組みを多くの市民に発表する場を設けるなどした場合も該当します。

問

「市民が気軽に楽しく参加できるイベント」とは、どのようなものですか。

答

これまでにユニバーサルデザインや「ユニバーサル都市・福岡」について知らない方、興味が無い方でも参加できるようなイベントを想定しています。
例えば、参加者が好きな時間だけ参加できたり、日頃体験できないことを体験できたりするものを想定しています。

問

イベント等を開催するにあたり、参加料を取ることは可能ですか。

答

参加料を取ることは可能です。ただし、参加しやすい料金設定としてください。

問

対象事業として決定した後、事業を変更することはできますか。

答

決定後、事業の実施に係る協議により、事業を変更することはできます。
協議によらず提案団体の都合により事業を変更することはできません。

問

対象事業として決定した後、事業を中止することはできますか。

答

正当な理由がある場合を除き、事業を中止することは出来ません。

問

提出した事業提案書等は返却してもらえますか。

答

提出いただいた事業提案書等は、一切返却できません。

問

提出した事業提案書等は情報公開の対象となりますか。

答

提出いただいた事業提案書等は、福岡市情報公開条例に準じて取扱います。原則
条例に規定されている非公開情報（個人情報、法人等事業情報、生命等保護情報
等）以外は情報公開の対象となります。

2 事務局は事業終了後に事業報告及び決算を行い、実行委員会の承認を得なければならない。

(報告・協議)

第7条 甲及び乙は、必要に応じて報告を行うとともに、どちらか一方の要請に応じて協議の場を設けることができる。

2 事業実施に際して問題が生じた場合には、速やかに情報共有を行い、甲及び乙はその解決に向け協議しなければならない。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、事業に際して第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第9条 甲及び乙は、事業実施の際の個人情報の取り扱いについては、福岡市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(公開の原則)

第10条 この協定をはじめ、事業に関しては公開を原則とする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

(解除)

第12条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定に違反し、その違反により協定の目的を達することができないと認められるときは、協定を解除することができる。

(疑義事項の取り扱い)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 福岡市〇〇区〇〇〇〇 〇—〇—〇
□□□□□□□
代表 □□ □□ 印

乙 福岡市中央区天神1丁目8-1
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎 印



福岡市総務企画局企画調整部

(ユニバーサル都市・福岡担当)

電 話：092-711-4864

F A X：092-733-5582

メー ル：kikaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp